

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年5月21日

京都市長 門川大作

京都市規則第11号

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「規則」の右に「(第1号に掲げる用語にあつては、第10条の2を除く。)」を加える。

第10条の次に次の1条を加える。

(特定通路に係る法第43条第1項ただし書の規定による許可のの特例)

第10条の2 特定通路(建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)

第2条の規定の施行の日において現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル以上の道のうち、市長が指定したものをいう。)に2メートル以上接する土地(法第43条第1項本文の規定に適合しているものを除く。)を敷地とする建築物に係る法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請があつたときは、法第43条第1項ただし書の規定による許可の申請があつたものとみなす。この場合において、省令第10条の4第1項に規定する申請書及び第9条の図書は、市長に提出することを要しない。

2 市長は、前項の規定により法第43条第1項ただし書の規定による許可の申請があつたものとみなされたときは、許可又は不許可を決定し、省令第10条の4第2項又は第3項の規定にかかわらず、付近見取図を添えて、その旨を申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による通知に係る建築物について法第6条の2第1項の規定による確認の申請が行われているときは、付近見取図を添えて、当該建築物につき法第43条第1項ただし書の規定による許可又は不許可をした旨を法第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関に通知するものとする。

第11条中「前条第1項各号」を「第10条第1項各号」に改める。

附 則

この規則は、平成25年5月22日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)